**賃貸借契約書（案）**

群馬県知事（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）は、乙が所有する難病患者等公費負担管理システム用のサーバ機器一式（以下「機器等」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借機器等の内容）

第１条　賃貸借機器等の品名、型名及び数量は、別紙１「機器等詳細仕様書」のとおりとする。

（契約金額）

第２条　契約金額　金　●●　円（うち消費税額及び地方消費税額　●●円）

（機器等納入場所）

第３条　機器等の納入場所は、群馬県庁舎内の発注者指定箇所とする。

（契約期間）

第４条　この契約の期間は、令和７年●月●日から令和13年3月３1日までとする。

２　機器等の賃貸借期間は、令和8年4月１日から令和13年3月３1日までとする。

（契約の趣旨）

第５条　乙は、甲に対し、本契約の条項にしたがって、機器等の賃貸借及び保守からなるサービスを行うことを約し、甲はこれに対し本契約記載の賃貸借料を支払うことを約定するものとする。

（賃貸借料）

第６条　機器等の賃貸借料は、頭書記載の契約金額のとおりとする。

２　賃貸借料は、機器等の賃貸借期間の始期から起算し、この契約期間終了日までを賃貸借期間とする。

３　年度別の支払額は下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 支払額（年額） | （左のうち消費税及び地方消費税額） |
| 令和８年度 | ●●円 | ●●円 |
| 令和９年度 | ●●円 | ●●円 |
| 令和１０年度 | ●●円 | ●●円 |
| 令和１１年度 | ●●円 | ●●円 |
| 令和１２年度 | ●●円 | ●●円 |

（検査）

第７条　乙は、仕様書に定める業務を実施し、賃貸借期間中の毎年度末に保守等実施報告を行い、その報告日から起算して１０日以内に甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。

（賃貸借料の支払）

第８条　乙は、前条に規定する検査に合格したときは、甲に対して書面をもって契約代金（年額）の支払いを請求できる。

２　甲は、前項の支払い請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に口座振替により支払うものとする。

（機器等の変更・改造）

第９条　甲は、機器等の一部を変更し、若しくは改造し又は機器に他の機械器具を取り付ける必要が生じたときは、乙の承諾なしにできるものとする。

２　機器等の変更または改造によって契約内容を改定する必要が生じた場合は変更契約を締結するものとする。

（機器等の移転）

第１０条　機器等の納入場所を変更する必要が生じたときは、甲・乙協議して移転するものとする。この場合の機器等の移転に要する費用は、その変更の事由が甲にあるときは甲が、乙にあるときは乙が、それぞれ負担するものとする。

（機器等の返還）

第１１条　甲は、契約期間の満了又は契約の解除の際には、機器等を乙に返還する。

２　前項の返還により生じる費用は、乙が全額負担するものとする。

（機器等の故障）

第１２条　機器等が故障により使用不能となった旨、甲から乙に対して通知があったときは、乙は速やかに機器等の補修を行わなければならない。

２　前項に規定する補修に必要な費用は、賃貸借料に含むものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたときは、この限りではない。

３　メーカーのサポート終了及び交換部品の枯渇等により補修が困難となった機器等については、甲と甲が委託する運用保守会社並びに乙との協議により、速やかに代替手段を確保するものとする。なお、このことによる契約金額の変更は行わないものとする。

４　その他詳細は、別紙２「機器等保守仕様書」によるものとする。

（秘密情報の保持）

第１３条　甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た情報を機密情報として扱い、この契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りでない。

（１）既に公知の情報又は自己の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報

（２）既に保有している情報

（３）守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

（４）機密情報を利用することなく独自に開発し又は知り得た情報

２　本条の規定は、この契約の満了後又は解除後においても同様とする。

（機密情報の管理）

第１４条　乙は、本契約に係る機密情報の管理に当たり、漏洩、紛失、盗難又は他の目的に利用されないよう設置された場所で保管するとともに、必要な措置を講じ確実に管理しなければならない。

２　乙は、電子計算機等を用いて機密情報を保管及び処理を行う場合においては、機密情報保護の徹底が図られるようシステムを構築するとともに、管理上の措置を講じなければならない。

（個人情報の保護）

第１５条　乙は個人情報保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（管理義務）

第１６条　甲は、機器等を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

（損害賠償責任）

第１７条　甲は、乙の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について損害賠償を請求できるものとする。ただし、損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、甲の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

（危険負担）

第１８条　乙は、甲への引き渡し前に成果物を滅失又はき損したときは、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第１９条　甲は、納入された機器等に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。） であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

２　甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約の解除等）

第２０条　甲は、必要があるときは、乙との協議の上、この契約を解除できるものとする。

２ 甲は、前項の解除により、乙に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

３　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、契約を解除することができる。

（１）乙の責めに帰すべき事由により、契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

（２）正当な理由がないのに契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

（３）契約の履行について不正の行為があったとき。

４　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、何ら催告することなく一方的な通告をもって直ちにこの契約を解除することができる。

（１）差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立てがあったとき。

（２）破産、会社整理開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき。

（３）資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、この契約の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

（４）この契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後１４日以内にこれを是正しないとき。

（５）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

（６）乙は甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。

５　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第２１条　乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（契約期間満了又は解除時の業務引継）

第２２条　この契約の契約期間が満了したとき又は解除したとき、乙は、当該業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（契約の費用）

第２３条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第２４条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第２５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成３年群馬県規則第１８号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲及び乙で協議し、定めるものとする。

（保険）

第２６条　乙は、頭書の物件につき、乙の費用で動産総合保険を付保する。

（物件の所有権）

第２７条　物件の所有権は賃貸借期間中を通じて乙に属する。

（権利の譲渡）

第２８条　甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生じる権利または義務を他人に譲渡、または承継させてはならない。ただし、やむを得ない理由により乙から文書による申し入れがあった場合、この限りではない。

（管轄裁判所）

第２９条　この契約に関する訴えの提起については、甲の所在地を管轄する前橋地方裁判所をもって第一審の専属的裁判所とする。

　上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　令和７年●月●日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

群　馬　県

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県知事　山　本　一　太

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住所　●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称　●●

別　記

**個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第３　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第４　乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（管理体制）

第５　乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

（適正管理）

第６　乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

３　乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

（作業場所の特定）

第７　乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

２　乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第８　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

（媒体等の返却等）

第９　乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返却するものとする。

２　乙は、甲の指示により個人情報が記録された媒体・書類等を削除又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

（従事者への周知及び監督等）

第１０　乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第１１　乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第２に準ずるものとする。

２　乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（実地検査等）

第１２　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。

（漏えい等の報告）

第１４　乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第１５　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第１６　乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。